

# 鳥取縣公報

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第五百十九号

兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として  
次のように認可した。

昭和二十五年十月十七日

施設の種類	経営主体	施設の名称	施設の長名	施設の所在地	定員
保育所	個人	西蓮寺 保育園	根ノ井寛雅	東伯郡橋津 村大字橋津	六〇名

### ◇鳥取縣告示第五百二十号

兒童福祉法第三十五條に基き兒童福祉施設である鹿野町  
保育所の経営者及び名称を次のように変更することを認  
可した。

昭和二十五年十月十七日  
火曜日  
第二千五百五十二号

昭和二十五年十月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 記

新経営者 氣高郡鹿野町 石尾静恵  
旧同 同 鹿野町長 松田甚藏  
新名称 みどり園  
変更の時期 昭和二十五年八月三十日

### ◇鳥取縣告示第五百二十一号

建設業法第十四條第四号の規定による廢業届があつたの  
で同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録  
簿から次の者の登録を昭和二十五年九月十五日まつ消し  
た。

昭和二十五年十月十七日

本書ノ本トサハ國定規格A五判





二期 間  
三、報告書の要旨

自昭和二十五年五月一日  
至昭和二十五年九月九日(国民協同党鳥取縣支部は八月三十一日まで)

政党協会その他の団体名	寄附及び 収入の 額の 総計			支出の 額の 総計			報告受理年月日
	件数 総額	以上 の寄附 額	以上 の寄附 額	件数 総額	以上 の寄附 額	以上 の寄附 額	
国会共同斗争委員会	1	1	1	1	1	1	昭和二五、九、一三
鳥取縣東部地区委員会	1	1	1	1	1	1	昭和二五、九、二六
国民共同党鳥取縣支部	1	1	1	1	1	1	

昭和二十五年十月十七日印刷  
昭和二十五年十月十七日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町